

全国都道府県議会議長会 令和6年度税制改正に関する提言のポイント

総合経済対策について

所得税、住民税の減税に伴う地方の歳入減については、地方財政に大きな影響を及ぼすものであるため、地方交付税原資の減少分も含めて全額国費により確実に補填すること。

地方税財源の充実確保全般について

- 1 地方が責任を持って、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、社会保障関係費など今後も増大する財政需要を適切に地方財政計画に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。
臨時財政対策債については、その発行額を更に圧縮するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
- 3 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

個別項目について

- 1 賃金の引上げについては一定程度なされてきたが、今後も物価上昇が続くものと見込まれることもあり、企業における物価上昇に負けない賃上げを促進するための税財政上の支援の抜本的強化を図ること。
- 2 企業の地方移転を推進するため、地方拠点強化税制を拡充すること。
- 3 法人事業税については、外形標準課税の対象法人数の減少を踏まえ、公平性や税収の安定的確保の観点から、小規模な企業への影響に配慮しつつ、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて見直すこと。
また、電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献しているとともに、電気事業は大規模発電施設等、ガス事業は液化ガス貯蓄設備等を有し、事業活動に当たり多大な行政サービスを受託していることから、現行制度を堅持すること。

- 4 今後の自動車関係税の見直しに当たっては、電気自動車の比重が大きくなる中、自動車税が財産税的な性格や道路損傷等に係る負担金的な性格を有することも念頭に置き、引き続き、地方公共団体にとって道路の整備・維持管理に関する財政需要が高いことから必要な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう留意すること。
- 5 ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、ゴルフ場から排出されるごみ処理、地すべり対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 6 森林環境譲与税については、原資となる森林環境税の令和6年度からの課税開始に向けて、納税者への周知や理解を深める取組みを積極的に行うこと。
また、これまでの取組の実態を踏まえ、より効果的に活用されるよう、森林整備が必要な自治体に手厚く配分するなど譲与基準の在り方について検討すること。
さらに、森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備等の事業実施体制の確保等に関し、必要な助言や十分な説明を行うこと。
- 7 施設が立地する市町村における財政上の影響等を考慮し、基地交付金等の所要額を確保すること。
- 8 国際観光旅客税については、これまでも地方公共団体が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を、自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。